

様式1 (特定地域医療提供機関 (B水準) 指定申請)

名市病第221号  
令和6年1月26日

北海道知事 様

開設者住所 名寄市大通南1丁目1番地  
開設者 名寄市長 加藤 剛 士  
(開設者が法人であるとき)  
代表者氏名 名寄市立総合病院  
院長 眞 岸 克 明

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第113条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな なよろしびょういんじぎょうかんりしゃ いずみ ゆういち
	名寄市病院事業管理者 和泉 裕一
名 称	ふりがな なよろしりつそうごうびょういん
	名寄市立総合病院
所在の場所	ふりがな なよろしにし7じょうみなみ8ちょうめ1ばんち
	名寄市西7条南8丁目1番地

2 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容(該当する条項に☑又は■を記入)

- 第1号 救急医療
- 第2号 居宅等における医療
- 第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

医療機関名 名寄市立総合病院

※本様式に記載する年間実績とは、前年の1月～12月の値を指します。

1 医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容

※次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務について、○を記載してください。

※長時間従事させる医師が複数おり、それらの医師が携わる医療が別々の場合は、複数選択してください。

- 第1号 救急医療
- 第2号 居宅等における医療
- 第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

1-1 業務の内容が「第1号 救急医療」であって、二次救急医療機関の場合記載

○年間救急車受入県数及び年間での夜間・休日・時間外入院患者数

年間救急車受入件数	1,959 件
年間での夜間・休日・時間外入院患者数	6,676 人

上記、「年間救急車受入台数」が1000件未満かつ、「年間での夜間・休日・時間外入院人数」が500人未満の場合は、業務の内容を「第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」として申請することが可能です。

1-2 業務の内容が「第2号 居宅等における医療」の場合記載

○在宅医療の内容

[Redacted]

1-3 業務の内容が「第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合記載

- ア がん  
内容 [Redacted]
- イ 脳卒中  
内容 [Redacted]
- ウ 心筋梗塞等の心血管疾患  
内容 [Redacted]
- エ 精神疾患  
内容 [Redacted]
- オ へき地医療  
内容 [Redacted]
- カ 周産期医療  
内容 [Redacted]
- キ 小児医療  
内容 [Redacted]
- ク 移植医療  
内容 [Redacted]
- ケ その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関
  - 救急医療  
内容 [Redacted]
  - その他の医療  
内容 [Redacted]

様式5-2 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は、地域において救急医療を担っており、病院の理念である「患者さん中心の医療を提供し、地域医療に貢献します」を实践すべく24時間体制で救急患者の受け入れを行っています。昨年（令和4年）は年間1,959件の救急車を受け入れました。

当院は現在66人の医師で対応しており、現状において、医師1人当たりの時間外労働時間が960時間を超える医師が複数の診療科において存在しています。当該医師に対しては、病状説明などの勤務時間内実施や複数主治医制の導入、特定行為研修了看護師による対応、タスクシフトの推進等により負担軽減策を実施しているものの、当該診療業務の公共性・不確実性を踏まえれば、やむを得ず長時間働かざるを得ず、これによらなければ、地域における当該医療の医療提供体制確保が困難となることを見込まれる。

様式3 (技能向上集中研修機関 (C-1水準) 指定申請)

名市病第222号  
令和6年1月26日

北海道知事 様

開設者住所 名寄市大通南1丁目1番地  
開設者 名寄市長 加藤 剛 士  
(開設者が法人であるとき)  
代表者氏名 名寄市立総合病院  
院長 眞 岸 克 明

技能向上集中研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第119条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな なよろしびょういんじぎょうかんりしゃ いずみ ゆういち
	名寄市病院事業管理者 和泉 裕一
名 称	ふりがな なよろしりつそうごうびょういん
	名寄市立総合病院
所在の場所	ふりがな なよろしにし7じょうみなみ8ちょうめ1ばんち
	名寄市西7条南8丁目1番地

2 医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容(該当する条項に☑又は■を記入。)

- 第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務  
 第2号 医師法第16条の11第1項の研修にかかる業務

医療機関名	名寄市立総合病院
-------	----------

## 1 当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由

当院は、タスクシフトの推進や医師の積極的な採用による医師の負担軽減、研修医の研修環境の改善による研修の効率化を進めてもなお、研修の到達目標を達成するためには、医師の基盤として必要な症例を多く経験する必要があります。さらには当院の理念である「患者さん中心の医療を提供し、地域に貢献します」を實踐すべく24時間体制での救急患者受入れには救急外来での時間外労働が必要となり、1ヶ月の休日・時間外勤務が80時間を超える状況にある。

時間外に対応が必要な主な業務の状況は次のとおり

・救急外来での時間外労働

1月あたり6日、1日あたり対応時間930分

研修計画等に基づく研修目標を達成し、診療能力・技術を習得するため、研修期間中に集中して多くの症候・手技覚を経験することが不可欠であるため、年960時間以上の休日・時間外労働が必要である。

## 2 C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

本研修プログラム上、救急症例を含めたOJTによる診療能力等の習得に多くの時間外勤務を必要とするが、医師として能力を高めるために必要であることは明白であるため、初期臨床研修医の確保には影響はないものと判断している。専攻医の採用は診療科に偏りがあるものの初期臨床研修医と同様に時間外勤務が専攻医の確保に影響はない。

あわせて医師の負担軽減に向けた取組を進め、従前よりも時間外勤務の削減が図られており、こうした取組の周知により、今後専攻医の受け入れ増に繋がっていくことができると考えている。そのため、専攻医確保及び当地域の医療提供体制へ影響はないと考える。

様式 9-1 ④医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類

誓 約 書

当名寄市立総合病院は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条第 3 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 6 年 1 月 26 日

住所（又は所在地） 名寄市西 7 条南 8 丁目 1 番地

医療機関名及び代表者名 名寄市立総合病院  
院長 眞 岸 克 明

評価第23-349号

2024年1月26日

名寄市立総合病院 病院長

殿

医療機関勤務環境評価センター

代表 松本吉郎

## 評価結果通知書

このたび、貴院より受審申請いただきました「医療機関の医師の労働時間短縮の取組」の評価結果（全体評価及び評価項目ごとの評価）を通知いたします。

評価結果報告書の内容をご確認いただき、貴院が所在する都道府県への指定申請に向けた手続きを進めていただくとともに、今後の医師の労働時間短縮に向けた取組にもご活用いただきますようお願いいたします。また、本評価結果につきましては、医療法第109条に基づき、貴院が所在する都道府県にも通知を行いますのでご了知願います。

なお、評価結果（全体評価及び評価項目ごとの評価）の内容について異議がある場合は、評価センターに対して異議申し立てを行うことができます。

該当箇所とご意見をご記載（必要に応じて根拠となる資料を添付）の上、本通知の到達日の翌日から14日以内に当センター事務局宛て(isi-hata@po.med.or.jp)にメールにてご連絡いただきますようお願いいたします。

2024年1月18日

## 評価結果報告書

名寄市立総合病院 病院長 殿

医療機関勤務環境評価センター  
代表 松本吉郎

### [全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる

### [指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。  
それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、労働管理体制は整備されているが、医師の勤務計画の作成やタスク・シフト/シェアの実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。  
労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。



個別項目評価結果

医療機関コード	0113211437
医療機関名	名古屋市立総合病院
医療機関種別	【保健】13医師労働時間短縮計画.pdf

項目番号	項目	必須項目	自己評価	取組状況	提出資料名	資料の該当箇所	提出資料なし
1	労務管理に関する責任者を置き、かつ責任の所在とその役割を明確に示している		達成している	令和5年4月から働き方改革推進室を「労務管理責任者」として労務管理マニュアルに定めた。	1.01_01労務管理マニュアル.pdf 2.01_02補修05.04.01.pdf	1 3ページ 2 3ページ 3 4 5	<input type="checkbox"/>
2	労務管理に関する業務の短縮措置が明確に存在する		達成している	令和5年4月から労務管理に関する業務の短縮措置を「働き方改革推進室」とするよう労務管理マニュアルに定めた。	1.01_01労務管理マニュアル.pdf 2.02_01名古屋市立総合病院組織図.pdf 3.02_02組織図R05.04.01.01.pdf	1 3ページ 2 6ページ 3 3ページ 4 5	<input type="checkbox"/>
3	医師の自己研鑽の労働時間該当性のルールを定めている		達成している	労務管理マニュアルによりルールを定めている。	1.01_01労務管理マニュアル.pdf 2_【追加】03院内ポータルサイト掲載状況.pdf	1 4ページ 2 3ページ 3 4 5	<input type="checkbox"/>
4	追加的労働確保措置の体制を構築するため、勤務間インターバルと代休体系に関するルールをいづれも定めている	●	達成している	名古屋市立総合病院追加的労働確保措置に関する規程を制定する。	04_03追加的労働確保措置のルールについて(抜粋).pdf 04_02規程補遺周知(強制版).pdf 04_03規程補遺周知(任意版).pdf 04_04名古屋市立総合病院追加的労働確保措置に関する規程.pdf	1 3ページ 2 3ページ 3 3ページ 4 3ページ 5	<input type="checkbox"/>
5	職業安全または職業健康を院内で公開することが前提となる役割分担推進のための委員会又は会員が設置されている		達成している	名古屋市立総合病院働き方改革推進委員会を設置し、会議を開催している。	1.01_01労務管理マニュアル.pdf 16_01名古屋市立総合病院働き方改革推進委員会設置要綱.pdf 3.16_03働き方改革推進委員会業務.pdf 4_【追加】05院内あて委員会の業務制について.pdf	1 5ページ 2 3ページ 3 3ページ 4 3ページ 5	<input type="checkbox"/>

必須項目	評価結果	評価コメント
達成している	<input type="checkbox"/>	施行は2024年4月ですが労務管理マニュアル、組織図を確認しました。
達成している	<input type="checkbox"/>	労務管理マニュアル、病院組織図、組織図に記載しているのを確認しました。
達成している	<input type="checkbox"/>	労務管理マニュアルにて、自己研鑽の労働時間について規則を定めているのを確認しました。自己研鑽のルールは、医師の同意を得て適切に対応すること。
● 達成している	<input type="checkbox"/>	規程が施行中であるが定めているのを確認しました。
達成している	<input type="checkbox"/>	労務管理マニュアル、5ページにあることを確認しました。

6	就業規則、賃金規程を作成し、定期的に見直しを行い、変更を行った際には周知されている	● 達成している	これまで、就業規程や給与に関する条例の改正の際、改正内容のみを周知しているが、今後は、案内掲示板等の活用により、改正前と改正後の規則の周知を図る。	○	1 06_01.5名市病院事業職員就業規程.pdf 1 すべて 2 06_02.5名市病院事業職員の給与の算定及び算定に関する条例.pdf 2 すべて 06_03.5名市病院事業職員の給与、昇格及び給与の支給率に関する規程.pdf 3 すべて 4 06_04.医師初任処遇改正について.pdf 4 すべて 5	● 達成している	就業規則、賃金規程を定期的に周知し、案内で周知されていることを確認しました。
7	就業規則、賃金規程をいつでも医師が確認することができる	● 達成している	案内掲示板(My Web)で閲覧することができる。	○	1 07_01.就業規程MyWeb.pdf 1 すべて 2 07_02.賃金規程MyWeb.pdf 2 すべて 3 4 4 5	● 達成している	就業規則、賃金規程等、案内のイントラネットですべて閲覧できることを確認しました。
8	育児・介護休業に関する規程を作成している	● 達成している	作成済み。	○	1 08_01.5名市病院事業職員の勤務時間及び休暇等に関する規程.pdf 1 すべて 2 08_02.5名市病院事業職員の育児休業に関する規程.pdf 2 すべて 3 08_03.5名市病院事業職員の育児休業等に関する条例.pdf 3 すべて 4 4 5	● 達成している	育児・介護休業規程があることを確認しました。
9	常勤・非常勤医師に対し、雇用契約を医師個人と締結し、雇用契約書又は労働条件通知書を添付している	● 達成している	添付のほかに任用通知書を交付している。	○	1 09_01.任用通知書(常勤・3名分).pdf 1 すべて 2 09_02.任用通知書(非常勤・3名分).pdf 2 すべて 3 3 4 4 5	● 達成している	常勤・非常勤各3名の労働条件通知を確認しました。
10	常勤・非常勤医師に対し、入職時に、就業規則、賃金規程や労働時間の管理方法に関して、医師本人へ周知している	● 達成している	採用時のオリエンテーションにて医師勤務マニュアルにより周知している。	○	1 10_01.医師勤務マニュアル.pdf 1 7~9ページ・18ページ 2 10_02.オリエンテーション次第.pdf 2 すべて 3 3 4 4 5	● 達成している	入職のオリエンテーションにて周知していることを確認しました。
11	休日直許可の有無による労働時間の取扱い(「休日直許可のある看護・日直」と「休日直許可のない看護・日直」)を区別して管理している	● 達成している	休日直許可を取っていない。	○	1 11_01.当直表.pdf 1 すべて 2 11_02.医師勤務状況管理簿.pdf 2 すべて 3 3 4 4 5	● 達成している	休日直許可のない労働時間の取り扱いとして管理しております。
12	36協定では未定に即した時間外・休日労働時間数を締結し、届け出ている	● 達成している	届け出済み。	○	1 12_01.令和5年度36協定届(医師).pdf 1 すべて 2 12_02.令和4年度医師時間外労働二重.pdf 2 すべて 3 3 4 4 5	● 達成している	新年度の時間外・休日労働協定を締結、監督へ提出しております。
13	36協定を超えた時間外・休日労働が発生した場合の見直し方法があり、かつその方法に基づき見直しを実施している	● 達成している	医師労働時間短縮計画において、見直し方法を院内で定める旨記載している。	○	【様式】13.医師労働時間短縮計画.pdf 1 3ページ 2 2 3 3 4 4 5	● 達成している	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている

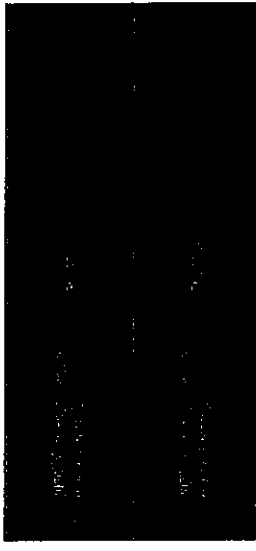
●	達成している	○	代表者選出業務実績にて適切な選出方法として確認をしました。
○	現時点では達成していませんが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	次年度以降に医師労働時間短縮計画に取り入れる仕組みが掲載されているのを確認しました。
●	達成している	○	7月に開催された働き方改革推進委員会議事録にて確認しました。
○	現時点では達成していませんが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	次年度以降に医師労働時間短縮計画に取り入れる仕組みが掲載されているのを確認しました。
○	達成している	○	院内のスケジュール表に掲載されていることを確認しました。

1	12_01余額5年度36協定書（医師）.pdf	1	すべて	□
2	14_01代表者選出業務実績.pdf	2	2・3ページ	
3	14_02代表者選出業務に係る資料.pdf	3	すべて	
4		4		
5		5		
1	【集計】13医師労働時間短縮計画.pdf	1	3ページ	□
2		2		
3		3		
4		4		
5		5		
1	16_01各部署立派合務院働き方改革推進委員会議事録.pdf	1	すべて	
2	16_02働き方改革推進委員会委員名簿.pdf	2	すべて	□
3	16_03働き方改革推進委員会議事録.pdf	3	すべて	
4		4		
5		5		
1	【集計】13医師労働時間短縮計画.pdf	1	3ページ	□
2		2		
3		3		
4		4		
5		5		
1	【集計】13医師労働時間短縮計画.pdf	1	すべて	
2	18短縮計画進捗状況.pdf	2	すべて	□
3		3		
4		4		
5		5		

●	達成している	○	信任投票により代表者を決定している。
○	現時点では達成していませんが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、重厚をくみ取る仕組みを構築する旨記載している。
●	達成している	○	働き方改革推進委員会にて議論している。
○	現時点では達成していませんが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、説明及び重厚交換について記載している。
○	達成している	○	医師指示表に掲載し周知している。
●	達成している	○	勤務時間における労働（滞在）時間を把握する仕組みがある
○	達成している	○	【修正】勤怠管理システムを導入しており、労働ではない時間を把握する仕組みはあるが、現時点ではその運用はしていない。
●	達成している	○	就業・就業先の労働時間の乗換を、少なくとも月に1回は、申告等に基づき把握する仕組みがある

1	20_01出退勤記録マニュアル.pdf	1	5～8ページ	□
2	20_02DeJOY運用.pdf	2	すべて	
3	11_02医師勤務状況管理運用.pdf	3	すべて	
4		4		
5		5		
1	21医師の勤怠管理マニュアル.pdf	1	7～9ページ	□
2		2		
3		3		
4		4		
5		5		
1	22_01就業・就業先の労働時間の自己申告について.pdf	1	すべて	□
2	22_02医師の乗換記録.pdf	2	すべて	
3	21医師の勤怠管理マニュアル.pdf	3	1,4ページ	
4		4		
5		5		

25	勤務時間シフトワークの確保を実施できず、代休体系の片手での対応となる医師及び時間数を少なくとも月1回は把握する仕組みがある	● 達成している	○ マニュアルにより仕組みを定めている。	1 12医師の勤務管理マニュアル.pdf 2 3 4 5	1 10~14ページ 2 3 4 5	● 達成している 医師の勤務管理マニュアルにて把握していることを確認しました。
26	少なくとも月に2回、各診療部門の長または勤務計画管理者が管理下にある医師の労働時間について、把握する仕組みがある	● 達成している 現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記録されている	○ 医師労働時間短縮計画において、仕組みを構築する旨記載している。	1 【表】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 9ページ 2 3 4 5	● 達成している 医師労働時間短縮計画に記録されておりま
27	少なくとも月に3回は医師本人へ自身の労働時間について、フィードバックされる仕組みがある	● 達成している 現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記録されている	○ 医師労働時間短縮計画において、仕組みを構築する旨記載している。	1 【表】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 9ページ 2 3 4 5	● 達成している 医師労働時間短縮計画に記録されておりま
28	少なくとも月に1回は管理者、勤務管理責任者及び事務スタッフ等が医師全体への医師の勤務状況について、把握する仕組みがある	● 達成している 現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記録されている	○ 医師労働時間短縮計画において、仕組みを構築する旨記載している。	1 【表】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 9ページ 2 3 4 5	● 達成している 医師労働時間短縮計画に記録されておりま
29	勤務実態に課題がある診療科や医師に対して、注意喚起を行う等、医師の労働時間短縮に向けた行動内容を起こす仕組みがある	● 達成している 現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記録されている	○ 医師労働時間短縮計画において、仕組みを構築する旨記載している。	1 【表】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 10ページ 2 3 4 5	● 達成している 医師労働時間短縮計画に記録されておりま
30	労働安全衛生法に基づき雇傭医が選任されている	● 達成している	○ 選任報告提出済みであるが、当院の控えに交付印がないため、令和5年6月8日、労働基準監督署に提出済みであることを確認済み。	1 30雇傭医選任報告の至し.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	● 達成している 監督署へ提出しております選任報告のコピーより確認しました。
31	医師に対する面談交渉の実施体制が整備されている	● 達成している	○ 面談交渉医3名により実施体制を構築している。	1 04.04.04.面談交渉医選任の履歴管理システム.pdf 2 31.01.面談交渉医選任履歴表.pdf 3 31.02.面談交渉医選任への面談交渉履歴リスト.pdf 4 5	1 5・6ページ 2 すべて 3 すべて 4 5	● 達成している 健康確保措置に関する規程、面談交渉医を選任した医師3名の名簿を確認してください。面談交渉結果及び履歴書の様式なども整備すること。



32	面談指導対象医師が、必要に応じて、産業医に相談可能な体制が整備されている	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、相談可能な仕組みを構築する旨記載している。	1 1.0ページ	1 【表録】_13医師労働時間短縮計画.pdf
					2	
					3	
					4	
					5	
33	面談指導対象医師が、面談指導対象医師の業務の上可とならないような体制がとられている	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、業務の上可とならないよう仕組みを構築する旨記載している。	1 1.0ページ	1 【表録】_13医師労働時間短縮計画.pdf
					2	
					3	
					4	
					5	
34	面談指導の対象にあたり、産業医、面談指導対象医師のみではなく、他職種がサポートする体制がある	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、多職種がサポートする仕組みを構築する旨記載している。	1 1.0ページ	1 【表録】_13医師労働時間短縮計画.pdf
					2	
					3	
					4	
					5	
35	月の時間外、休日労働が100時間以上になる面談指導対象医師を員単位で把握する仕組みがある	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師の勤怠管理マニュアルにおいて把握する仕組みを定めている。	1 5・6ページ	04_04.産業市立総合病院追加医療従事者配置に関する規程.pdf
					2 1.5～2.0ページ	2 【表録】_21医師の勤怠管理マニュアル.pdf
					3	
					4	
					5	
37	面談指導について、医師本人に加えて、所属長及びシフト管理者にも面談指導の実施についての連絡体制がある	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師の勤怠管理マニュアルにおいて連絡体制について記載している。	1 2.0ページ	1 21.医師の勤怠管理マニュアル.pdf
					2 3ページ	2 37.面談指導通知.pdf
					3	
					4	
					5	

	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画に記載されておりません。	1 1.0ページ	1 【表録】_13医師労働時間短縮計画.pdf
				2	
				3	
				4	
				5	
	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画に記載されておりません。	1 1.0ページ	1 【表録】_13医師労働時間短縮計画.pdf
				2	
				3	
				4	
				5	
	現時点では達成していないが、具体的な業務時間を定め、取り込むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画に記載されておりません。	1 1.0ページ	1 【表録】_13医師労働時間短縮計画.pdf
				2	
				3	
				4	
				5	
	● 達成している	○	健康経営推進に関する規程には80時間を超えた時点で所定超過となる医師についての対応が掲載されていないようですが、医師の勤怠管理マニュアルにて確認できました。	1 5・6ページ	04_04.産業市立総合病院追加医療従事者配置に関する規程.pdf
				2 1.5～2.0ページ	2 【表録】_21医師の勤怠管理マニュアル.pdf
				3	
				4	
				5	
	達成している	○	医師の勤怠管理マニュアルのフローチャート、該当した場合の通知文にて確認しました。	1 2.0ページ	1 21.医師の勤怠管理マニュアル.pdf
				2 3ページ	2 37.面談指導通知.pdf
				3	
				4	
				5	

41	就業上の措置が必要となった場合、当該医師の所属または勤務計画管理責任者に対し、管理者、労務管理責任者又は委任された者や部署より通知し、措置を実施する体制がある	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、措置を実施する仕組みを構築する所記載している。	1 1.0ページ 2 3 4 5	1【添付】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画に記載されている
42	● 月の時間外・休日労働が155時間を超えた医師を月単位で把握する仕組みがある	現時点では達成している	○	医師の勤怠管理システムにて定めており、勤怠管理システムにより、月の時間外・休日労働が155時間となった時点で、労務管理者及び本人にアラートメールが送信される仕組みになっている。	1 すべて 2 1.9・2.0ページ 3 4 5	1【添付】21医師の勤怠管理システム.pdf 2【添付】21医師の勤怠管理システム.pdf 3 4 5	現時点では達成している	○	医師の勤怠管理システムにあることを確認しました。
43	月の時間外・休日労働が155時間を超えた場合、当該医師の所属または勤務計画管理責任者に対し、管理者、労務管理責任者又は委任された者や部署より通知し、措置を実施する体制がある	現時点では達成している	○	医師の勤怠管理システムにおいて連絡体制について記載している。	1 1.9・2.0ページ 2 すべて 3 4 5	1【添付】21医師の勤怠管理システム.pdf 2【添付】21医師の勤怠管理システム.pdf 3 4 5	現時点では達成している	○	医師の勤怠管理システムにあることを確認しました。
44	● 衛生委員会が完全で定められた制度・内容で開議されている	現時点では達成している	○	毎月、安全衛生委員会を開催し把握している	1 すべて 2 すべて 3 44_03令和5年4月開議.pdf 4 44_04令和5年5月開議.pdf 5	1 44_01名古屋市病院事業員安全衛生管理規程.pdf 2 44_02令和5年3月開議.pdf 3 44_03令和5年4月開議.pdf 4 44_04令和5年5月開議.pdf 5	現時点では達成している	○	安全衛生委員会の設置の規程、月1回開催の議事録があることを確認しました。
45	長時間労働の医師への対応状況の共有や対策等が検討されている	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、検討する仕組みを構築する旨記載している。	1 1.1ページ 2 すべて 3 4 5	1【添付】13医師労働時間短縮計画.pdf 2【追加】45安全衛生委員会議事録（RS-4-9）.pdf 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。
46	● 医師に対する健康診断の実施率	現時点では達成している	○	令和4年度の受診率は100%に満たないが、未受診者に対して受診を促す連絡をしている。	1 すべて 2 すべて 3 4 5	1【添付】46_01健康診断受診結果について.pdf 2 46_02健康診断受診率(受診率)内.pdf 3 4 5	現時点では達成している	○	健康診断受診結果、催促案内を確認しました。
47	健康診断の実施時には、受診しやすい環境を提示し、受診を促している	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、受診率100%を目指すこととしている。	1 1.1ページ 2 3 4 5	1【添付】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。
48	B水準、運用水準及びC水準適用医師については、健康診断の結果による追加検査や再受診が必要とされた場合の受診勧奨、その結果のフォローを行う体制がある	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、受診勧奨、その結果のフォローを行う仕組みを構築する旨記載している。	1 1.1ページ 2 すべて 3 4 5	1【添付】13医師労働時間短縮計画.pdf 2【追加】46健康診断の結果のフォロー.pdf 3 4 5	現時点では達成している	○	追加検査や再受診が必要とされた医師への受診勧奨した文章があることを確認しました。
49	勤務計画の対毎月・休日労働時間が上乗せを超えないように勤務計画が作成されている	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画において、上乗せを超えない勤務計画を作成する仕組みを構築する旨記載している。	1 1.1ページ 2 3 4 5	1【添付】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	○	医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。

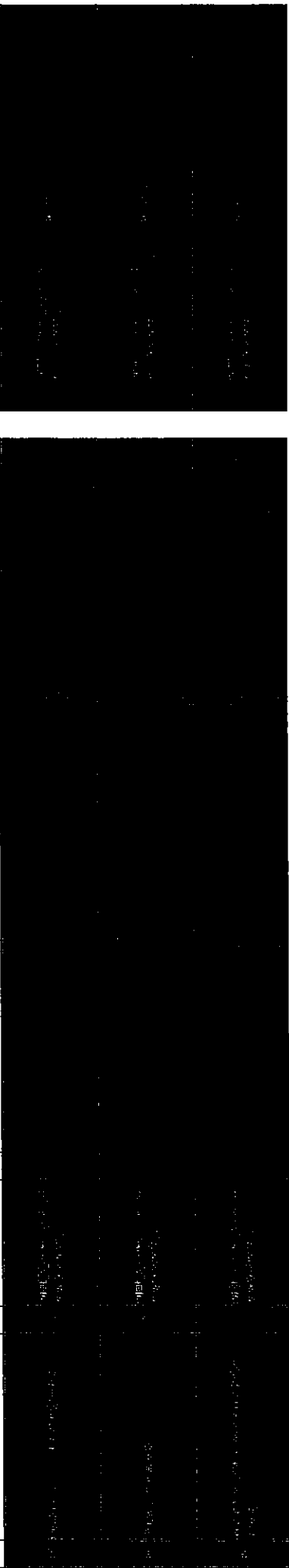






68	医療機関全体において、休日の勤務体制について、労働時間短縮のための取組を少なくとも一つは実施している	医師労働時間短縮計画において、医療機関全体の休日の勤務体制について、労働時間短縮のための取組を実施することとしている。	○	1 【表録】 13 医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 1,2ページ 2 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。
69	会議やカンファレンスの効率化・合理化、勤務時間内の実施等、時間外労働の削減のための取組を少なくとも一つは実施している	医師労働時間短縮計画において、会議やカンファレンスの効率化・合理化、勤務時間内の実施等、時間外労働の削減のための取組を実施することとしている。	○	1 【表録】 13 医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 1,3ページ 2 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。
70	医師が短時間勤務等を希望した場合に受け入れ、活用できる環境がある	育児短時間勤務について規程に定め運用している。	○	1 08_01各部署短時間勤務の勤務時間及び休職等に関する規程.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	達成している	育児休業、子の看護休業した場合は規程は確認しましたが、通常勤務の医師で短時間勤務を希望した場合の受け入れ、活用できる環境のある規程等の資料があればなお良い。
71	医師が働きやすい子育て・介護の支援環境を整備している	院内保育所を設置し子育て環境を整備している。	○	1 71つばほみ保育所設置要綱.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	達成している	保育所利用履歴があることを確認しました。
72	女性医師等が労務支援事業や賃金支援事業への取組を支援し、または相談窓口を設けている	医師労働時間短縮計画において、医師が働きやすい子育て・介護の支援環境整備を実施することとしている。	○	1 【表録】 13 医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 1,3ページ 2 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。
73	ICTを活用した医師の労働時間短縮や業務効率化の取組を検討又は実施している	複数の医師・介護施設等をインターネット回線で接続し、診察情報、画像・検査情報の共有化など業務効率の効率化を図っている。	○	1 25ポリスネットワーク概要.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	達成している	ポリスネットワークの構築を確認しました。
74	副業・兼業を行う医師について、副業・兼業先へ医師の休息時間確保への協力を、必要に応じて依頼している	医師労働時間短縮計画において、副業・兼業先への医師の休息時間確保への協力を、必要に応じて依頼する仕組みを構築する旨記載している。	○	1 【表録】 13 医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1 1,4ページ 2 3 4 5	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。
75	(C-1水準を適用する臨床研修医・専攻医がいる場合) 臨床研修医・専攻医について、研修の効率化の取組を少なくとも一つは実施している	【表録】 臨床研修を効果的に進めてくため、シミュレーションの活用のほか、新たに研修医を整備した。	○	1 15研修医の配置について.pdf 2 【表録】 75_2 研修医シミュレーション.pdf 3 4 5	1 すべて 2 すべて 3 4 5	達成している	研修医の配置について研修の計画にて確認しました。

77	医療機関の取組の中で、患者に理解を求めなければならない内容（診療時間外の病状説明の原則禁止、外来診療科の閉鎖や時間帯短縮など）について、掲示やホームページ等で患者への周知が行われている	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことを医師労働時間短縮計画に記載している	○	医師労働時間短縮計画において、医師の働き方改革に関する内容の市民公開講座を開催し、地域住民への啓蒙活動を行うとともに、市民公開講座を通じて、患者に理解を求める必要がある内容や提示等により地域住民や患者に対して周知を行うこととしている。	1.【添付】13医師労働時間短縮計画.pdf 2.【追加】17入院症のご案内（抜粋）.pdf 3 4 5	1 5ページ 2 すべて 3 4 5	達成している	○	医師労働時間短縮計画、入院のご案内の資料にあることを確認しました。
78	近隣の医療機関に対し、病診連携等を推進した協同のメッセージや認知コミュニケーションを取っている	達成している	○	ポラリスネットワークによる連携強化を取り組んでいる。	1.【添付】78_01全社社会貢献資料.pdf 3.【追加】78_02全社社会貢献意識.pdf 4.【追加】78_03広報告知5/5/2023.7号.pdf 5	1 すべて 2 すべて 3 すべて 4 すべて 5	達成している	○	ポラリスネットワークの概要にて確認をしました。
79	B水準、連携B水準及びC水準適用医師の年間平均時間外・休日労働時間数	改善している	○	平均時間数が減少している。	1.79-80比較表.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	改善している	○	比較表実績にて減少を確認しました。
80	B水準、連携B水準及びC水準適用医師の年間最高時間外・休日労働時間数	改善している	○	最大時間数が減少している。	1.79-80比較表.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	改善している	○	比較表実績にて200時間ほど減少しているのを確認しました。
81	年間の時間外・休日労働量が960時間超1860時間以下の医師の人数・割合・属性	改善していない	×	人数は横ばいであるが、割合は減少している。	1.81-82比較表.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	改善していない	×	医師数の増減がありませんでしたので、改善しておりません。
82	年間の時間外・休日労働量が1860時間超の医師の人数・割合・属性	前年度、前々年度に該当者はいない	○	前年度、前々年度に該当者はいない。	1.81-82比較表.pdf 2 3 4 5	1 すべて 2 3 4 5	前年度、前々年度に該当者はいない	○	比較表にて確認しました。



87	年に1回は患者満足度調査並びにB水準、連携B水準及びC水準適用医師からの意見収集並びにB水準適用医師からの意見収集、検査実施し、検査提供体制に関する緊急事項等の内容について、情報を収集している	医師労働時間短縮計画において、年に1回は患者満足度調査並びにB水準、連携B水準及びC水準適用医師からの意見収集を実施し、検査提供体制に関する緊急事項等の内容について、情報を収集している。	1.【準則】13医師労働時間短縮計画.pdf 2 3 4 5	1.1.3ページ 2 3 4 5	<input type="checkbox"/>
	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている				
88	年に1回は患者満足度調査又は患者からの意見収集を実施し、医師の真の低下や医療機関が隠蔽している内容について、情報を収集している	患者満足度調査を実施	1.88患者満足度調査結果報告書.pdf 2 3 4 5	1.すべて 2 3 4 5	<input type="checkbox"/>
	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている				

		医師労働時間短縮計画にあることを確認しました。	<input type="checkbox"/>	現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り進むことが医師労働時間短縮計画に記載されている	
		患者満足度調査結果報告書にて確認しました。	<input type="checkbox"/>	達成している	

